

# 航空貨物に係る事前報告制度の拡充に伴うNACCSの対応等について



平成30年5月

財務省 関税局  
輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



## 航空貨物事前報告制度拡充に伴うNACCSの対応について

- I. 航空貨物に係る事前報告制度拡充の概要
- II. 報告方法の全体イメージ
- III. 対象業務一覧
- IV. 航空・輸入 基本業務フロー（新旧）
- V. 利用形態ごとの利用可能電文等
- VI. 事前申出書の提出と変換イメージ
- VII. 航空貨物事前報告内容の訂正等（追加・訂正・削除）の対応
- VIII. 航空貨物事前情報の後続業務での流用
- IX. 開発スケジュール
- X. 問合せ先

# I. 航空貨物に係る事前報告制度拡充の概要(1)

## 制度拡充の概要(平成30年度施行)

### 1. 航空貨物に係る積荷情報項目の追加



- ・マスターAWB情報に報告項目として荷送人・荷受人等を追加(必須化)
- ・ハウスマニフェスト情報を報告対象として追加

### 2. NACCSによる報告の原則化

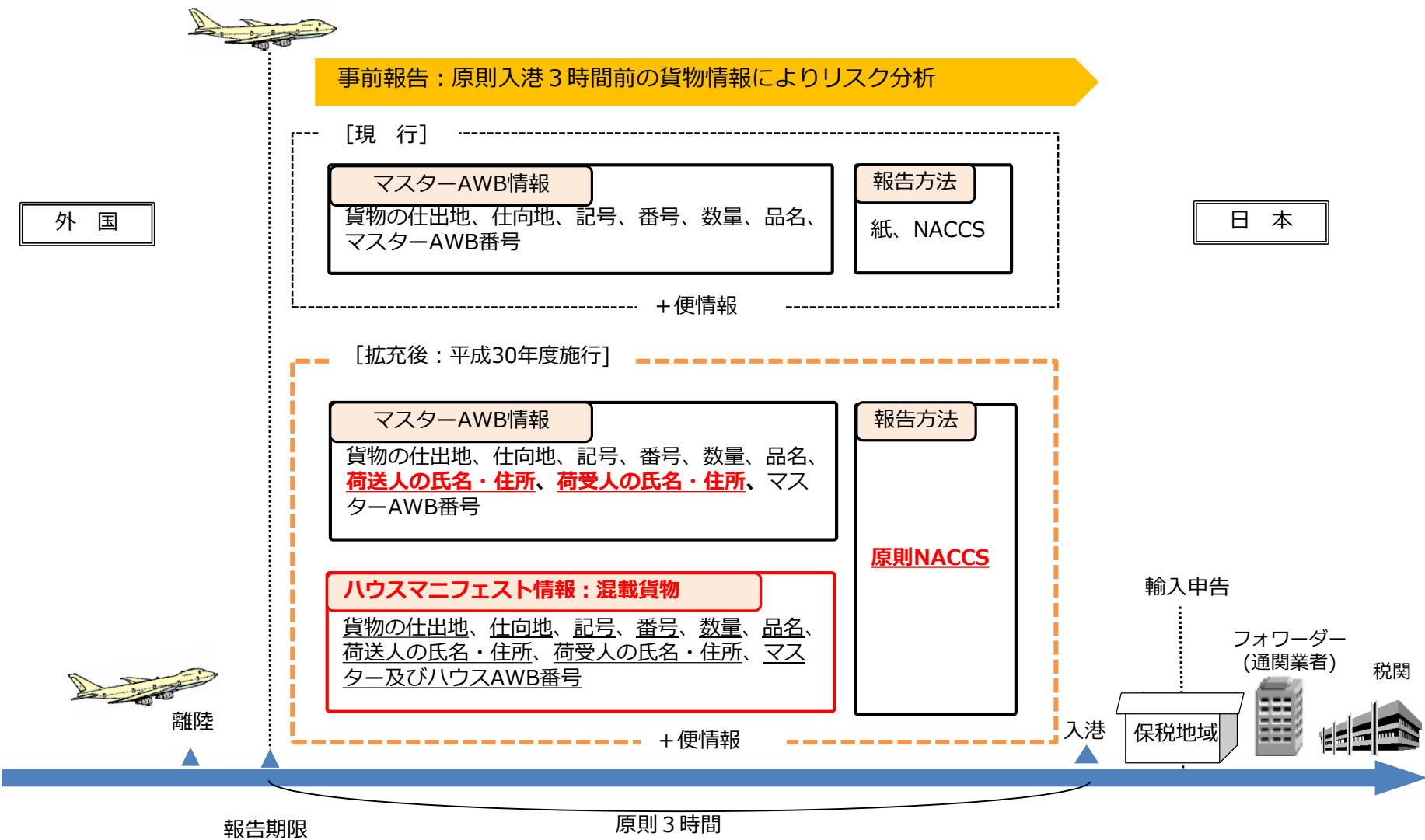


- ・航空貨物に係る積荷情報は原則NACCSにより報告

区分	制度	報告者	項目	現 行	拡充後(平成30年度施行)
入港	報告義務	機長	報告対象	外国貿易機	—
			報告期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入港3時間前</li> <li>・入港1時間前(航行時間が3時間以上5時間未満の場合)</li> <li>・入港する時(航行時間が3時間未満の場合)</li> </ul>	—
			報告方法	書面又はNACCS	原則NACCS(法律)
			報告内容	[マスターAWB情報] 仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量及びAWBの番号	【追加】マスターAWB情報に荷送人・荷受人の氏名及び住所を追加(政令)  【新設】ハウスマニフェスト情報の報告を追加(政令) (報告項目)仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人・荷受人の氏名及び住所及びハウスAWBの番号

注：マスターAWB：MAWB (Master Air Way Bill)⇒航空運送状。航空会社が発行する航空貨物の受取証のこと。  
 ハウスAWB：HAWB(House Air Way Bill)⇒混載航空運送状。混載業者(フォワーダ)が発行する航空貨物の受取証のこと。

# I. 航空貨物に係る事前報告制度拡充の概要(2)



# I. 航空貨物に係る事前報告制度拡充の概要(3)

## 1. 業務仕様等について

(1) 積荷目録 (MAWB) 情報：既存の「積荷目録事前報告(ADM01)」業務を利用するが、同業務に関して以下の変更を実施する。

- ① 任意項目となっている「荷送人・荷受人の氏名及び住所」を必須項目に変更する(入力項目表は資料2参照)。
- ② ADM01業務について航空通信回線を利用しての報告を可能とする。
- ③ ADM01業務で登録した貨物情報は税関報告用のみに利用する。既存の貨物情報DBへの登録は行わず、新設する事前貨物情報DBのみに登録を行う。
- ④ ADM01で登録した情報については、「AWB情報登録(ACH)」業務への流用を可能とする。
- ⑤ 既存貨物情報DBへの登録は、「AWB予備情報登録(AAW)」業務→「AWB情報登録 (ACH)」業務により行うこととする。  
なお、AAW業務に関して、一部項目の見直しを実施する(入力項目表は資料2参照)。

(2) ハウスmanifest情報：新規に「積荷目録事前報告(ハウス)(HDM01)」業務を提供する。概要は以下のとおり。

- ① HDM01の入力(報告)項目は、既存の「HAWB情報登録(HCH01)」業務と同一とするが、任意・必須項目については一部変更する(入力項目表は資料2参照)。
- ② HDM01業務の入力可能者は、機長(機長代行者としての航空会社等)とする。
- ③ HDM01業務について、航空通信回線を利用しての報告を可能とする。
- ④ HDM01業務で登録した貨物情報は税関報告用のみに利用する。当該情報は、新設する事前貨物情報DBのみに登録を行う。
- ⑤ HDM01業務で登録した情報については、後続業務で流用可能とする機能は提供しない。

(3) 航空貨物事前報告内容の訂正等(追加・訂正・削除)の対応

航空貨物事前報告内容の訂正は、ACH業務が登録されるまでの間とし、ACH業務登録以降は、事前報告情報の訂正等は不要とする。

なお、航空通信回線から送信された情報の訂正等については、航空通信回線側からの訂正等と国内での航空会社等による訂正等が混在する可能性があること、また、ACH業務入力後は訂正不要としているが、海外側でACHの入力有無の把握が出来ないこと等の理由により、航空通信回線による訂正等は不可とし、訂正等が発生した場合は国内のNACCS利用者が全て対応することとする。

(4) 訂正業務の新設

ADM01業務及びHDM01業務で登録された情報の訂正・削除に対応するため、MAWB情報の訂正・削除用として「積荷目録事前報告訂正(CAM01)」業務を、ハウスmanifest情報の訂正・削除用として「積荷目録事前報告(ハウス)訂正(CAH01)」業務を新規に提供する。

(5) 照会業務の新設

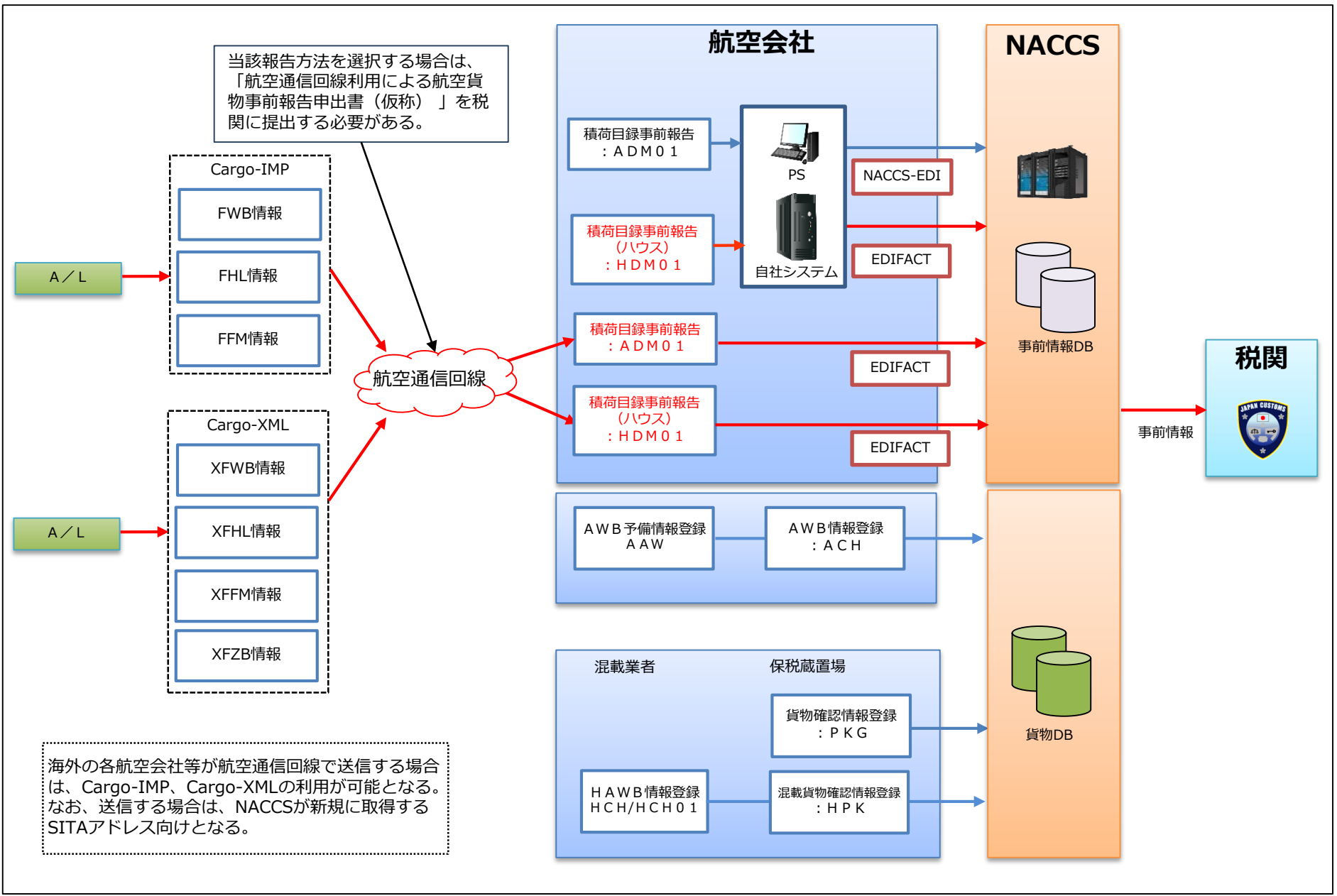
ADM01業務及びHDM01業務で登録した「事前貨物情報」の照会を可能とするため、新規に照会業務を提供する。

# I. 航空貨物に係る事前報告制度拡充の概要(4)

## 2. 報告方法

- (1) ADM01及びHDM01業務については、航空通信回線を利用した報告を可能とする。また、各業務ともEDIFACTの利用も可能とする。
- (2) 航空通信回線を利用する報告においては、Cargo-IMP及びCargo-XMLの利用を可能とする（後記利用形態ごとの利用可能電文等参照）。
- (3) 航空通信回線による事前報告の場合は、以下のパターンを可能とする。
  - ① ADM01、HDM01双方ともに航空通信回線を利用して報告
  - ② ADM01はNACCSへの直接報告、HDM01は航空通信回線を利用して報告
  - ③ HDM01はNACCSへの直接報告、ADM01は航空通信回線を利用して報告
- (4) 航空通信回線を利用する場合、機長（航空会社）は、あらかじめ、税関に対して所定の様式「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書（仮称）」を各空港単位で提出する。

# II. 報告方法の全体イメージ



### Ⅲ. 対象業務一覧（新規業務）

#### 新規業務

※新規照会業務については登録日を含め2日程度の照会期間を想定。

業務コード	業務名称	入力者 (実施可能業種)	業務概要
HDM01	積荷目録事前報告(ハウス)	航空会社	税関に対して到着便単位に、積荷目録の事前報告(ハウスマニフェスト)を行う。 航空通信回線を利用した報告についても可能とする。
CAM01 CAM	積荷目録事前報告訂正 積荷目録事前報告訂正呼出し	航空会社	【CAM01】 「積荷目録事前報告(ADM01)」または「積荷目録事前報告訂正(CAM01)」業務により登録された積荷目録事前報告情報(マスターAWB)の訂正及び削除を行う。 また、登録者の所属空港と到着空港が異なる場合における積荷目録の事前報告の登録を行う。 【CAM】 ADM01業務等により登録された積荷目録事前報告情報を呼び出す。
CAH01 CAH	積荷目録事前報告訂正(ハウス) 積荷目録事前報告訂正(ハウス) 呼出し	航空会社	【CAH01】 「積荷目録事前報告(ハウス)(HDM01)」業務により登録された積荷目録事前報告情報(ハウスマニフェスト)の訂正及び削除を行う。 【CAH】 HDM01業務により登録された積荷目録事前報告情報を呼び出す。
IAF11	輸入便事前情報照会(AWB)	航空会社	入力された到着便名単位に「積荷目録事前報告(ADM01)」業務または「積荷目録事前報告訂正(CAM01)」業務により登録されたマスターAWB番号に係る積荷目録事前報告情報を照会する。
IAF12	輸入便事前情報照会(ハウス)	航空会社	入力された到着便名及びMAWB番号単位に「積荷目録事前報告(ハウス)(HDM01)」業務により登録されたHAWB番号に係る積荷目録事前報告情報を照会する。
IAA	積荷目録事前報告情報照会	航空会社、航空貨物代理店、 通関業、機用品業、混載業、 保税蔵置場、輸出入者	AWB番号、HAWB番号またはULD番号を入力し、積荷目録事前報告情報を照会する。



### Ⅲ. 対象業務一覧（変更業務）

#### 変更業務

業務コード	業務名称	入力者 (実施可能業種)	変更概要
ADM01	積荷目録事前報告	航空会社	税関に対して到着便単位に積荷目録の事前報告(マスターAWB)を行う業務に特化し、NACCSの貨物情報としての利用を廃止する。 任意項目である「荷送人/荷受人氏名および住所」を必須項目へ変更する。 また、処理識別は使用せず、登録のみ可能とする。 航空通信回線を利用した報告も可能とする。
AAW	AWB予備情報登録	航空会社	ADM01業務が税関報告用の事前報告業務となることに伴い、一部項目変更を行う。 処理識別を追加し、登録のほか訂正、削除を可能とする。
ACH11 ACH	AWB情報登録(輸入)呼出し AWB情報登録(輸入)	航空会社	【ACH11】 AAW業務で登録されたAWB予備情報、ADM01業務およびCAM01業務で登録された積荷目録事前報告情報を呼び出す。 AWB予備情報及び積荷目録事前報告情報がいずれも存在する場合は、AWB予備情報を対象として呼び出す仕様に変更する。 【ACH】 現在、ADM01業務の実施者との入力者チェックを行っているが、このチェックを廃止する。
IAW	輸入貨物情報照会	航空会社、航空貨物代理店、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場、輸出入者	積荷目録事前報告情報のための新規照会業務を設けるため、ADM01業務で登録された情報を照会の対象としない。 [対象指定情報] SMRY:概要情報、FLTI:到着便情報、SHIP:荷送受人情報、HIST:履歴情報
IMF11	輸入便情報照会(AWB)	航空会社、保税蔵置場	積荷目録事前報告情報のための新規照会業務を設けるため、ADM01業務で登録された情報を照会の対象としない。 [対象照会区分] M:積荷目録事前報告情報照会

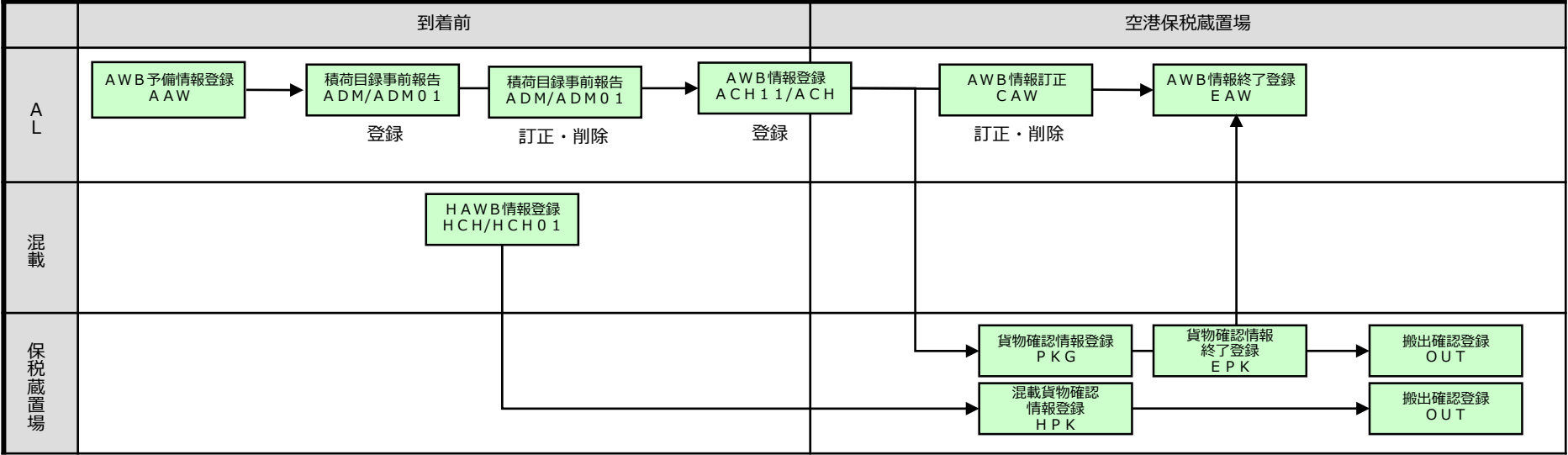
### Ⅲ. 対象業務一覧（廃止業務）

廃止業務

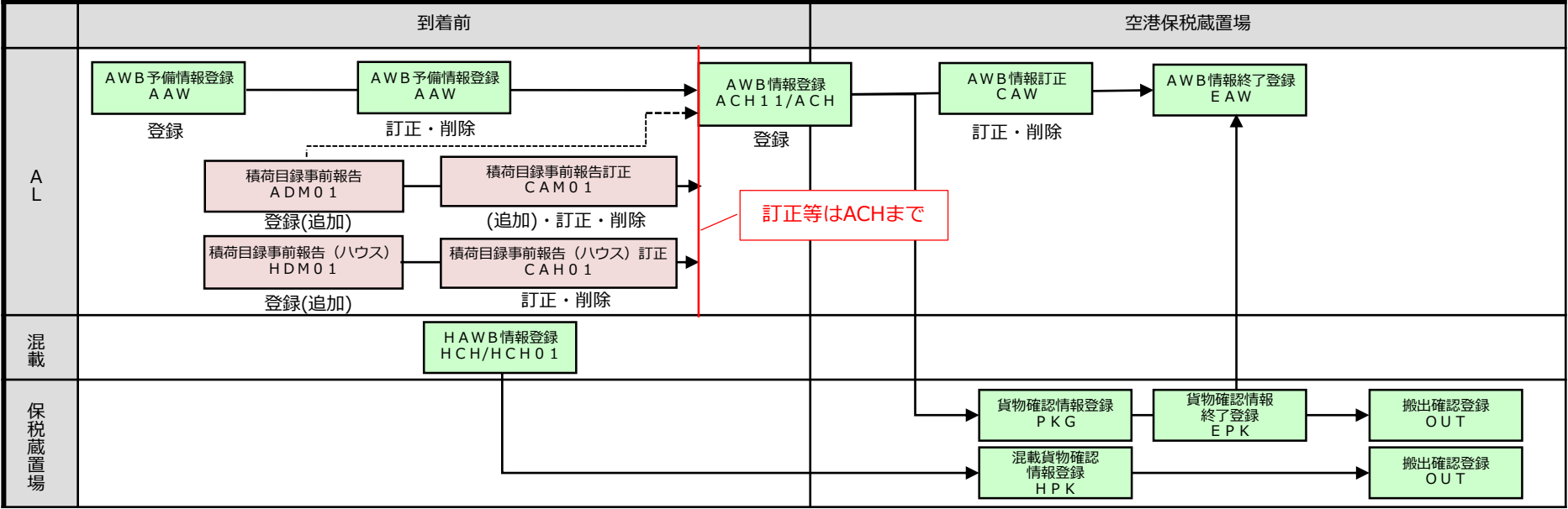
業務コード	業務名称	入力者 (実施可能業種)	変更概要
ADM	積荷目録事前報告呼出し	航空会社	廃止する。

# IV. 航空・輸入 基本業務フロー(新旧)

現行 航空・輸入 基本業務フロー (概要)



変更後 航空・輸入 基本業務フロー (概要)



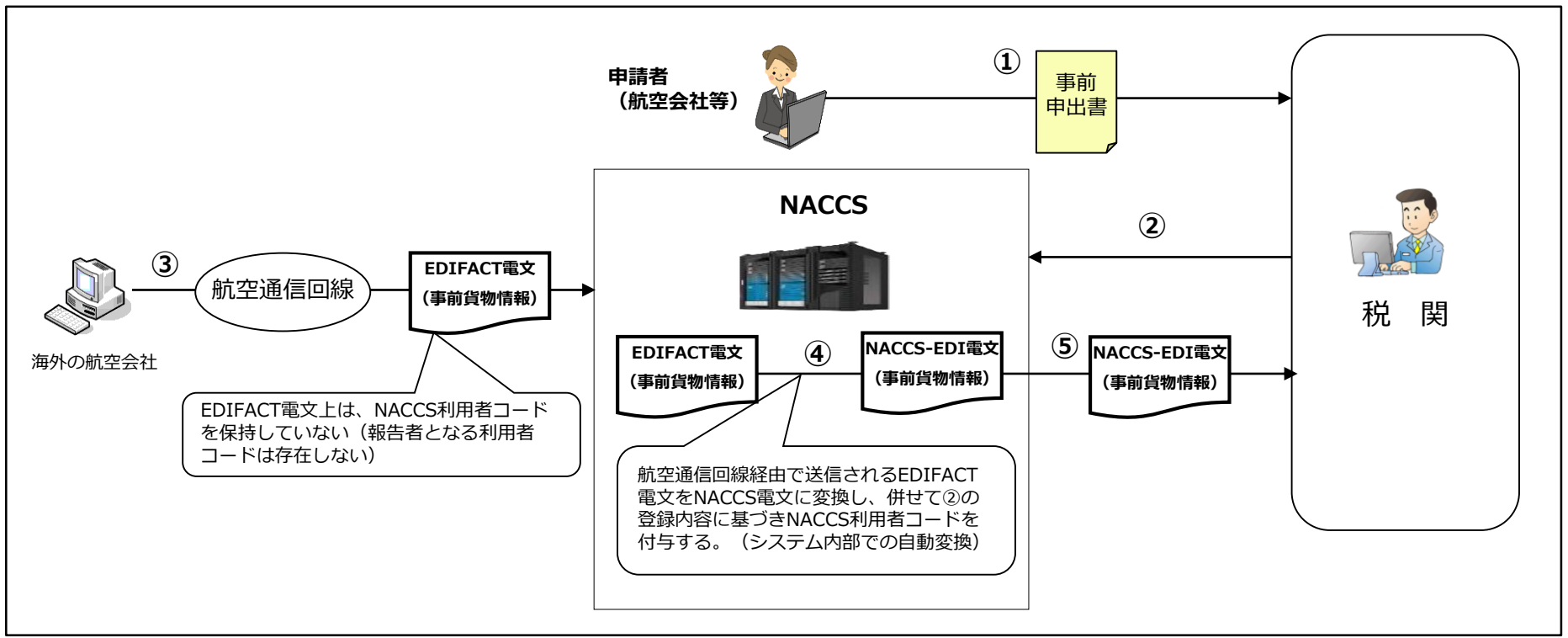
## V. 利用形態ごとの利用可能電文等

▶ 利用形態毎の電文形式や回線等は以下のとおり

利用形態	NACCS		航空通信回線（※）利用
	パッケージソフト利用	自社システム利用	
電文形式	NACCS-EDI →インタラクティブ 処理方式	NACCS-EDI →SMTP双方向 または メール処理方式 EDIFACT →メール処理方式	Cargo-IMP Cargo-XML etc
Cargo-IMP 使用メッセージ (バージョン)	-	-	Cargo-IMP (Edition問わない) FFM } Ver問わない FWB } FHL }
Cargo-XML 使用メッセージ (バージョン)	-	-	Cargo-XML (Edition問わない) XFFM } Ver問わない XFWB } XFHL } XFZB }
回 線	インターネット回線 NACCS専用線	NACCS専用線 ※自社システムとの接続は国 内に設置したサーバからのみ	航空通信回線
お客様の開発	不要	必要	各航空通信回線提供 事業者へお問合わせ下さい
費 用	NACCS専用線を利用する場合 は回線費用が必要	開発経費、回線費用等が必要	

※ARINC/SITA等

# VI. 事前申出書の提出と変換イメージ(1)



**【航空通信回線利用に係る運用手順】**

- ① 航空会社(機長代行者)が航空貨物事前情報を航空通信回線を利用して税関に報告する場合は、あらかじめ、税関に対して所定の様式「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書(仮称)」を各空港単位で提出する。
- ② 税関は、上記①の事前報告申出書の内容をNACCSに登録する。
- ③ 航空会社は航空通信回線を利用して、航空貨物事前情報をNACCSの貨物報告用「SITAアドレス」宛に送信する。
- ④ NACCSは航空通信回線からのEDIFACT電文(ADM110・HDM110)を受信後、以下の処理を行う。
  - a EDIFACT電文(ADM110・HDM110)をNACCS-EDI電文(ADM01・HDM01)に変換
  - b 上記aの処理で作成されたNACCS電文に、②で設定された情報を基に報告者の利用者コードを付与
- ⑤ 税関向けに事前貨物情報を送信

※航空通信回線を利用しない場合は「航空通信回線利用による航空貨物事前報告申出書(仮称)」の提出は不要。

## VI. 事前申出書の提出と変換イメージ(2)

### ▶ 事前申出の登録例

	項目	備 考	例1 MAWB、ハウスマニフェ ストいずれも航空通信回 線を利用	例2 GHAが航空会社として報 告を行うが、MAWB、ハ ウスマニフェストいづれ も航空通信回線を利用	例3 ハウスマニフェストのみ 航空通信回線を利用
1	空港コード	所属空港コードおよび航空会社コード単 位にレコードを作成	NRT	NRT	NRT
2	航空会社コード		XX	XX	XX
3	報告者	報告者の利用者コードを設定	1MXXX	1MZZZ (A/LとしてのGHA)	1MXXX
4	帳票出力要否 (報告者)	航空通信回線経由の場合に、エラー情報 等の帳票の受信要否を設定	要	要	要
5	ADM航空通信回線 利用表示	航空通信回線を利用する場合に設定	利用	利用	利用しない
6	HDM航空通信回線 利用表示	航空通信回線を利用する場合に設定	利用	利用	利用

### 航空貨物事前報告内容の訂正等(追加・訂正・削除) 概要

航空貨物事前情報の追加・訂正・削除は「AWB情報登録(ACH)」業務が行われるまでとし、ACH業務後は貨物関連業務により行うこととする。従ってACH業務が行われた以降は事前報告情報の訂正等は不要とする。

また、航空通信回線を利用した事前貨物情報の報告は、同一MAWB (HAWB) 番号については初回報告(1回)のみ可能とし、初回報告以降の訂正・削除については、国内利用者が実施する運用とする。初回報告時に航空通信回線を利用し、その後、追加、訂正等が生じる場合の対応は以下のとおりとなる。

#### 1. MAWBの追加

MAWB情報を追加する場合、

- ① 航空通信回線を利用して登録、又は、
- ② 国内利用者による「積荷目録事前報告(ADM01)」業務での登録(注)のいずれかの方法を利用することになる。この場合、追加の登録を海外とするか国内とするか、あらかじめ運用について調整が必要になる。

注：航空通信回線利用の事前申出書における報告者が、報告者自身が所属する空港以外の空港に到着する便に対してMAWBを追加する場合は、「積荷目録事前報告(ADM01)」業務は不可となるので、「積荷目録事前報告訂正(CAM01)」業務を利用する必要がある。

#### 2. ハウスmanifestの追加

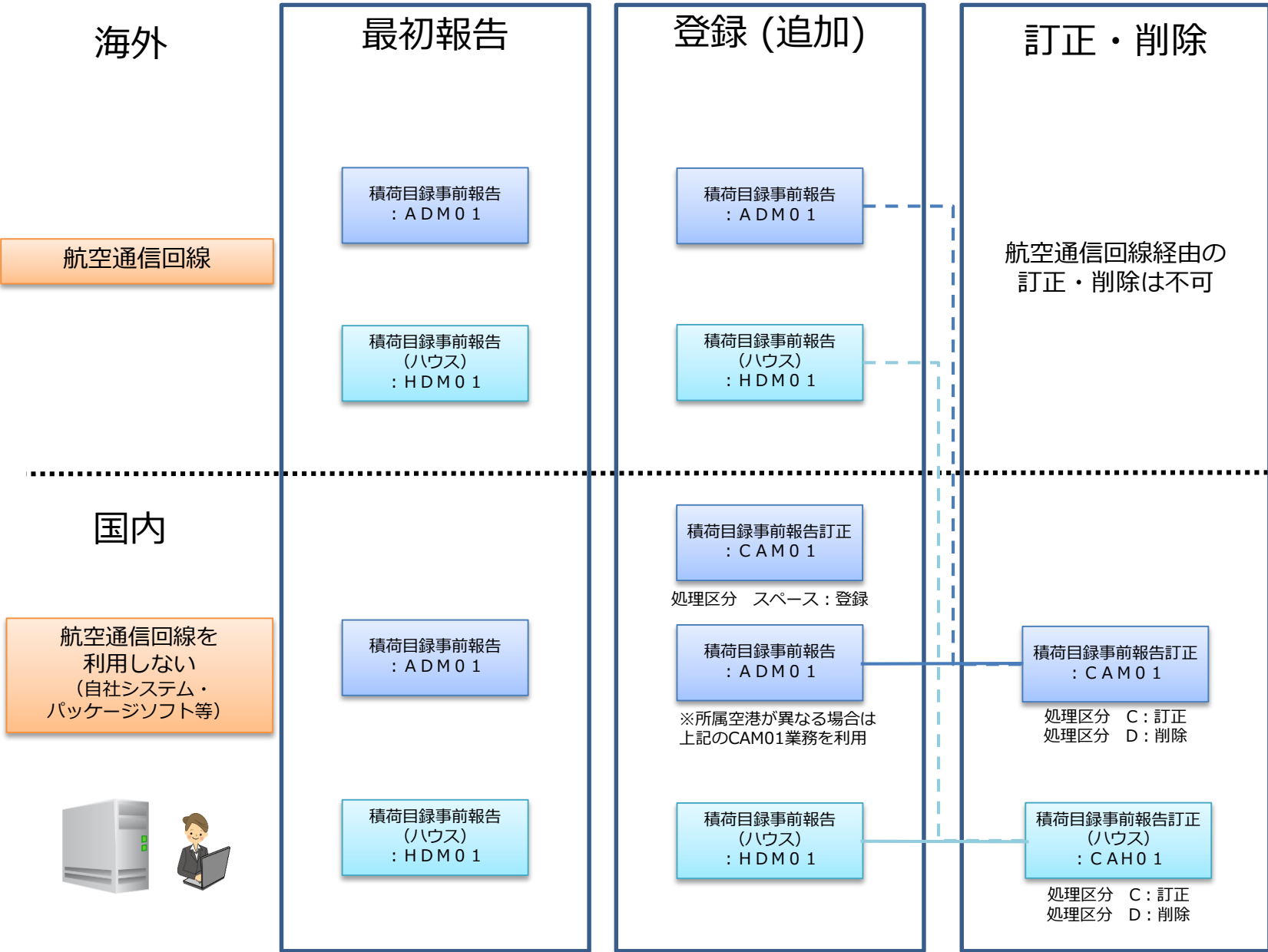
ハウスmanifest情報を追加する場合、

- ① 航空通信回線を利用して登録、又は、
- ② 国内利用者による「積荷目録事前報告(ハウス)(HDM01)」業務での登録のいずれかの方法を利用することとなる。  
ハウスmanifestの追加に関しても、上記1.と同様、関係者の調整が必要となる。

#### 3. MAWB又はハウスmanifestの訂正・削除

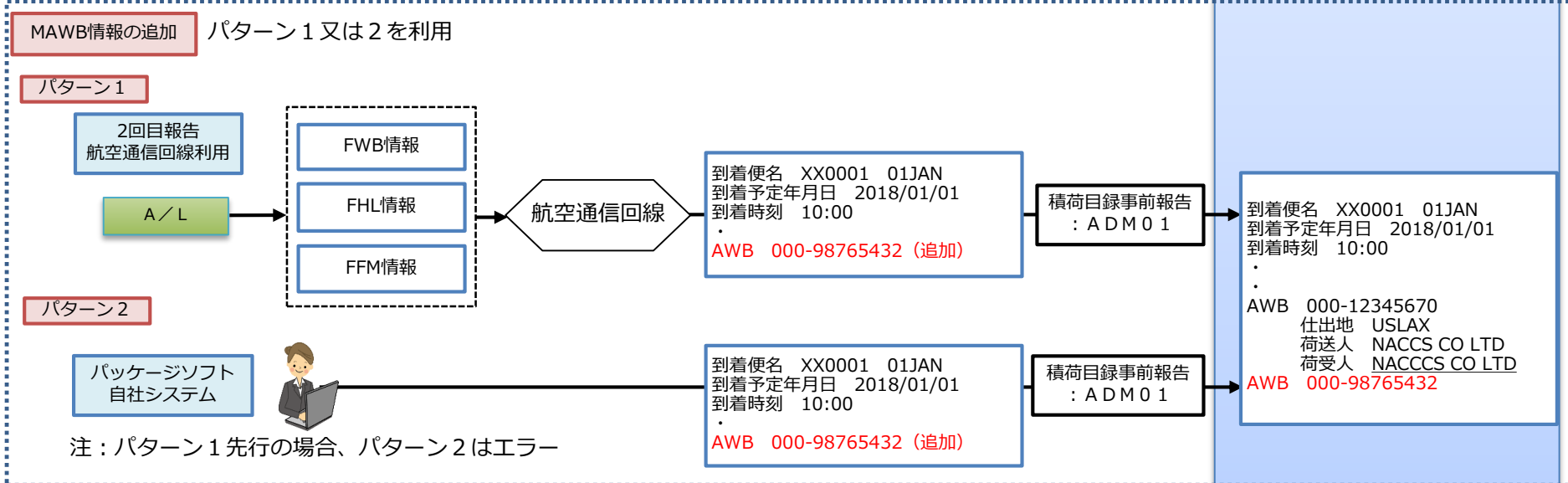
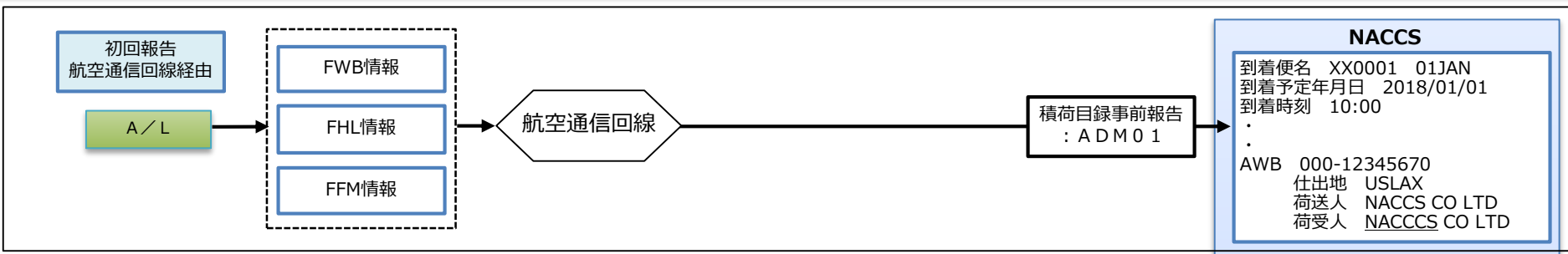
事前貨物情報の訂正・削除を行う場合、MAWB情報に関しては「積荷目録事前報告訂正(CAM01)」業務、ハウスmanifest情報に関しては「積荷目録事前報告訂正(ハウス)(CAH01)」業務を利用して登録を行う。

# VII. 航空貨物事前報告内容の訂正等(追加・訂正・削除)の対応





# VII. 航空貨物事前報告内容の訂正等(追加・訂正・削除)の対応



# VII. 航空貨物事前報告内容の追加時の対応詳細 (MAWB) -航空通信回線利用-

前提：成田着便

海外A/L

航空通信回線

AWB②③は初回報告時に送信しない

到着便名 XX0305 01JAN  
 到着予定年月日 2018/01/01  
 到着時刻 10:00  
 ・  
 AWB① 000-12345678  
 (AWB② 000-23456789)  
 (AWB③ 000-34567890)  
 AWB④ 000-45678901  
 AWB⑤ 000-56789012

積荷目録事前報告  
: ADM01

5件分のAWBのうち①④⑤が先行して送信されたため3件が登録される。

到着便名 XX0305 01JAN  
 到着予定年月日 2018/01/01  
 到着時刻 10:00  
 ・  
 AWB① 000-12345678  
 AWB④ 000-45678901  
 AWB⑤ 000-56789012

パターン1：航空通信回線による報告

海外A/L

航空通信回線

AWB②③を追加登録するために再送信を行う

到着便名 XX0305 01JAN  
 到着予定年月日 2018/01/01  
 到着時刻 10:00  
 ・  
 AWB① 000-12345678  
 AWB② 000-23456789  
 AWB③ 000-34567890  
 AWB④ 000-45678901  
 AWB⑤ 000-56789012

積荷目録事前報告  
: ADM01

②③は2回目の送信が初回報告となるため、登録が行われる。

到着便名 XX0305 01JAN  
 到着予定年月日 2018/01/01  
 到着時刻 10:00  
 ・  
 AWB① 000-12345678  
 AWB② 000-23456789  
 AWB③ 000-34567890  
 AWB④ 000-45678901  
 AWB⑤ 000-56789012

パターン2：国内航空会社のNACCS業務による報告

国内A/L

追加対象となるAWB2件を送信

到着便名 XX0305 01JAN  
 到着予定年月日 2018/01/01  
 到着時刻 10:00  
 ・  
 AWB② 000-23456789  
 AWB③ 000-34567890

積荷目録事前報告  
: ADM01

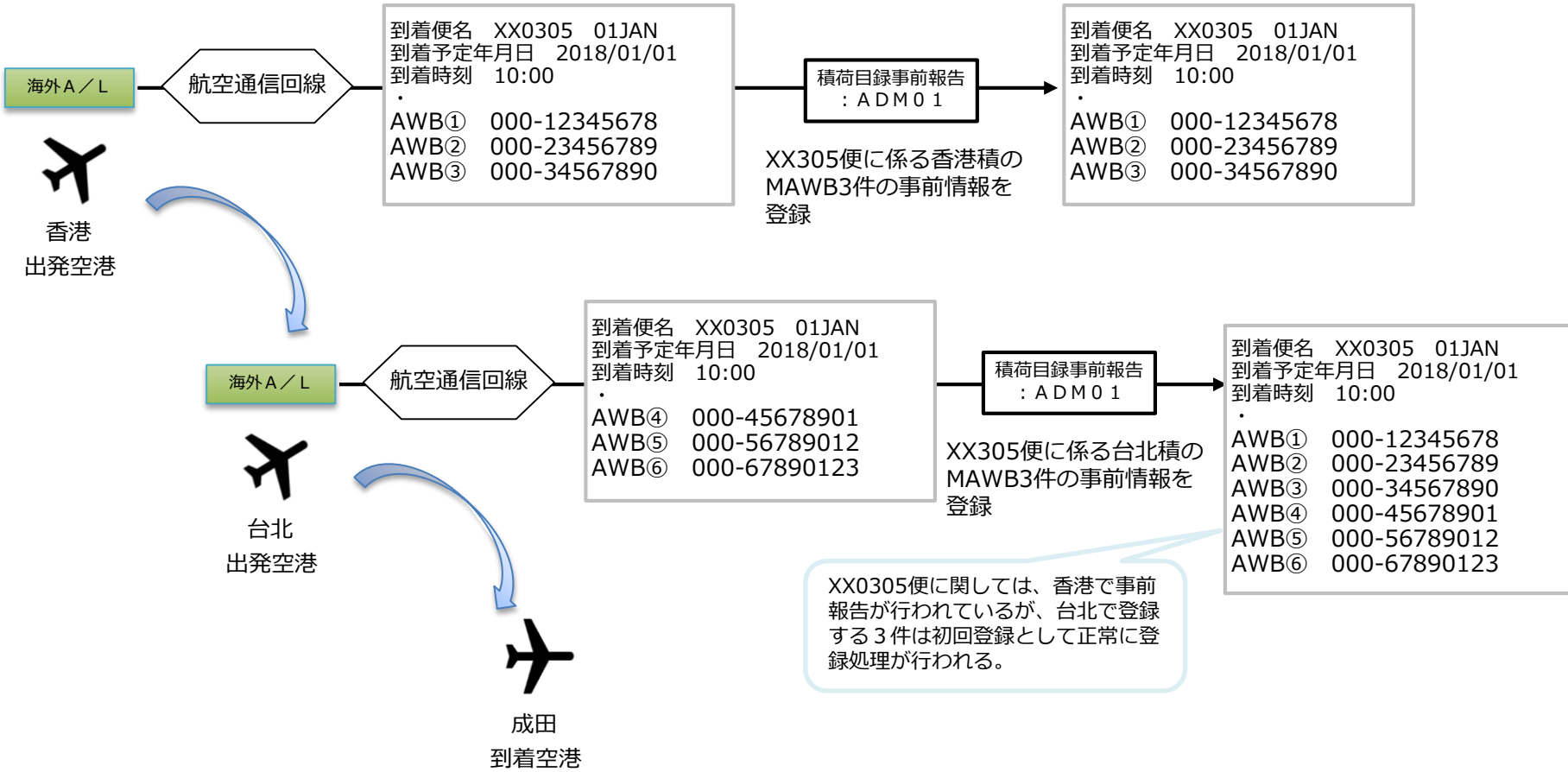
到着便名 XX0305 01JAN  
 到着予定年月日 2018/01/01  
 到着時刻 10:00  
 ・  
 AWB① 000-12345678  
 AWB② 000-23456789  
 AWB③ 000-34567890  
 AWB④ 000-45678901  
 AWB⑤ 000-56789012

注1：パターン1で先行して登録した後、パターン2による登録を行う場合はエラー処理となる。パターン1が必要な理由は参考1のとおり。  
 注2：パターン2における追加の報告方法として、航空通信回線利用の事前申出における報告者が、自身が所属する空港と異なる空港に到着する便に対してMAWBを追加する場合は、「積荷目録事前報告訂正(CAM01)」業務を利用する必要がある。詳細は参考2を参照。

参考 1. 航空貨物事前報告内容の追加において航空通信回線の利用を可能とする理由

前提

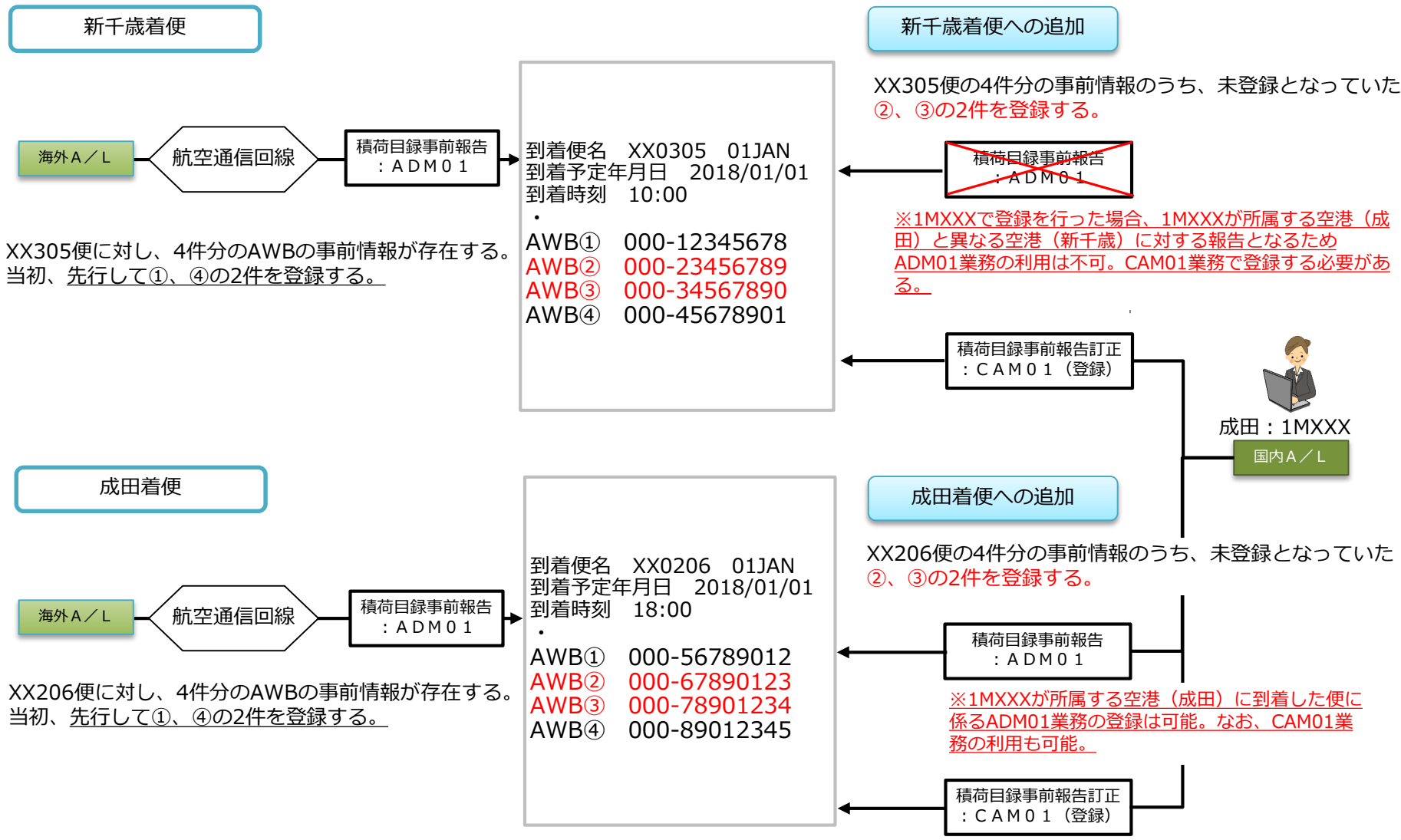
経路便の例：XX305便 香港—台北—成田



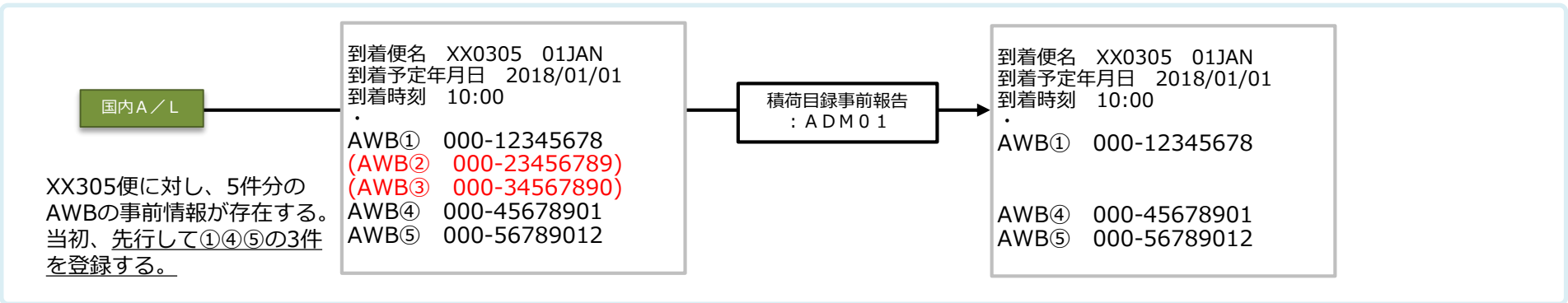
補足説明：上記例のように同一便に関して経路地積貨物の事前報告がある場合、便単位で初回報告のチェックを行うと、経路地空港での搭載貨物の報告を受け付けることができなくなる。このため、システムでは同一便名に係る事前報告が複数回行われた場合、AWB (HAWB) 番号単位での存在チェックを行うこととし、2回目以降で追加されるAWB番号等がNACCS上存在しない場合は登録(新規)として処理し、存在する場合には登録処理を行わない仕様としている。

# 参考 2. 航空貨物事前報告内容の追加においてADM01業務が利用出来ない場合の対応

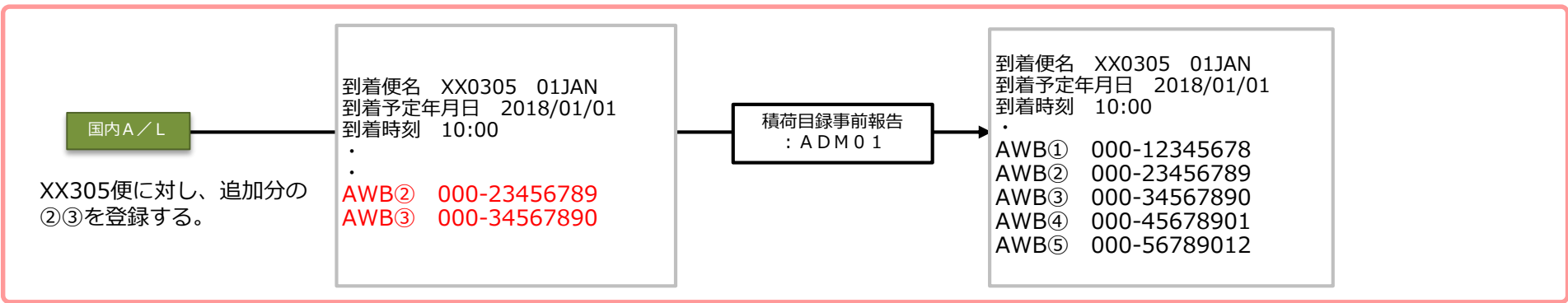
MAWB情報の追加は、「積荷目録事前報告(ADM01)」業務を利用するが、登録を行う利用者が所在する空港以外の空港に到着する便に対して登録を行う場合には、ADM01業務の利用が出来ないため(※)、「積荷目録事前報告訂正(CAM01)」業務を利用する必要がある。例示を示すと、以下のように航空通信回線利用に係る事前申出書の報告者として、新千歳、成田ともに成田空港の「1MXXX」を報告者として届出を行った場合等が該当する。  
 ※NACCSでは、航空会社の利用者コードと所属空港の関連付けをシステムで保持しているため、所属空港以外の他空港に対する業務入力是不可となる。



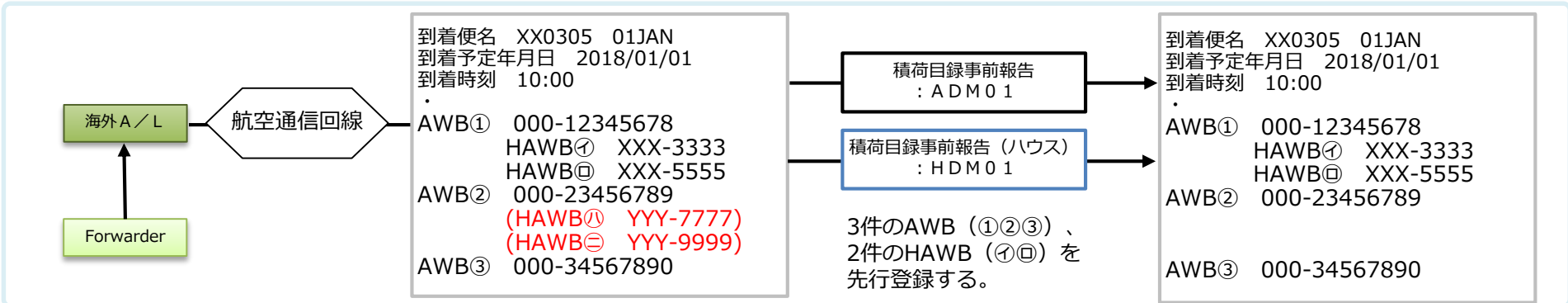
# Ⅶ. 航空貨物事前報告内容の追加時の対応詳細 (MAWB) -NACCS-EDI利用-



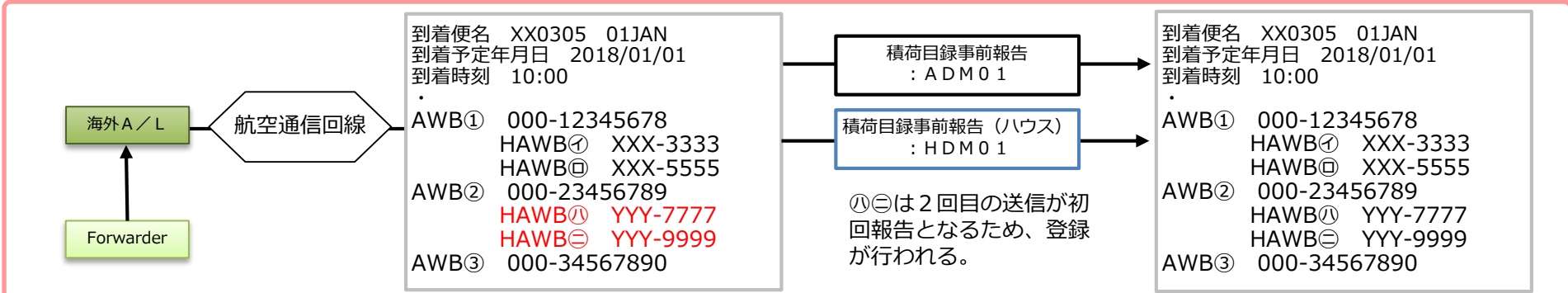
ADM01業務を利用して未報告となっているAWB 2件 (②、③) 分を登録する。



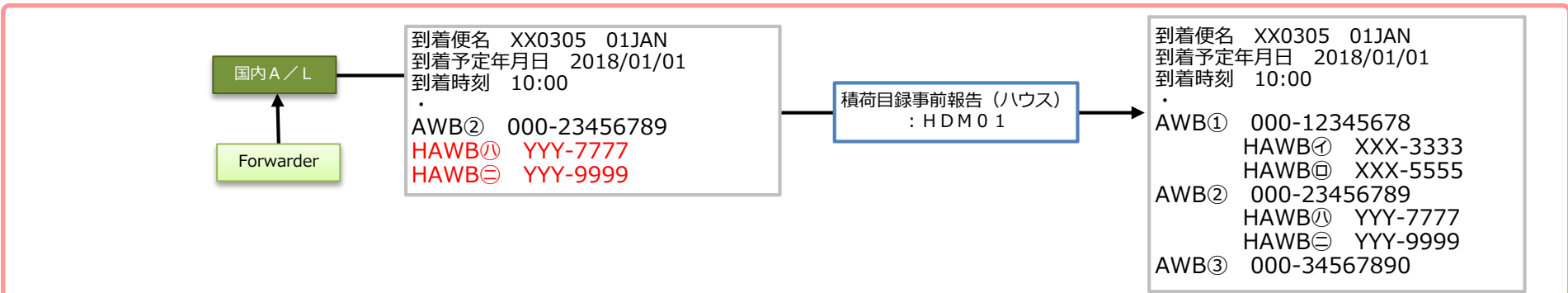
# Ⅶ. 航空貨物事前報告内容の追加時の対応詳細 (ハウスマニフェスト) -航空通信回線利用-



パターン1：航空通信回線による報告



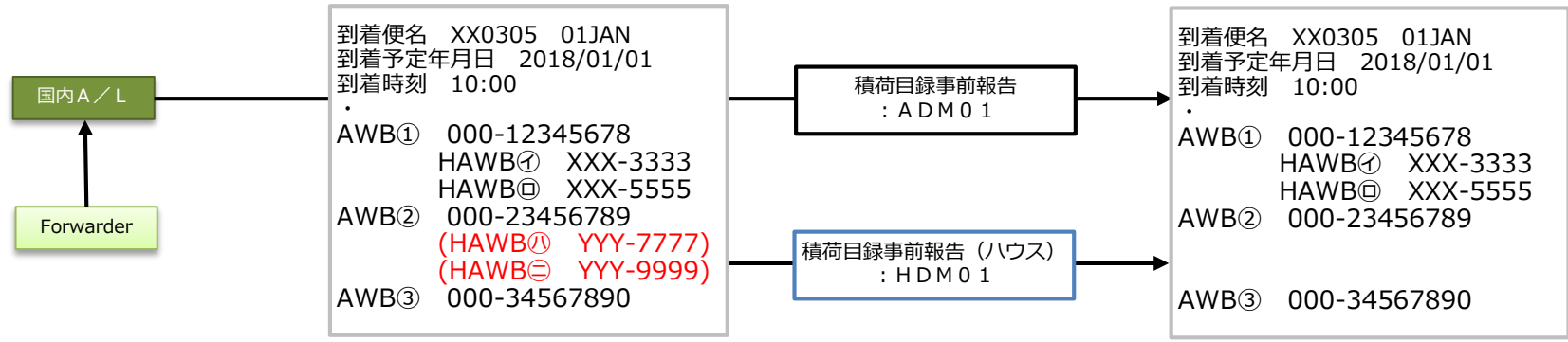
パターン2：国内航空会社のNACCS業務による報告



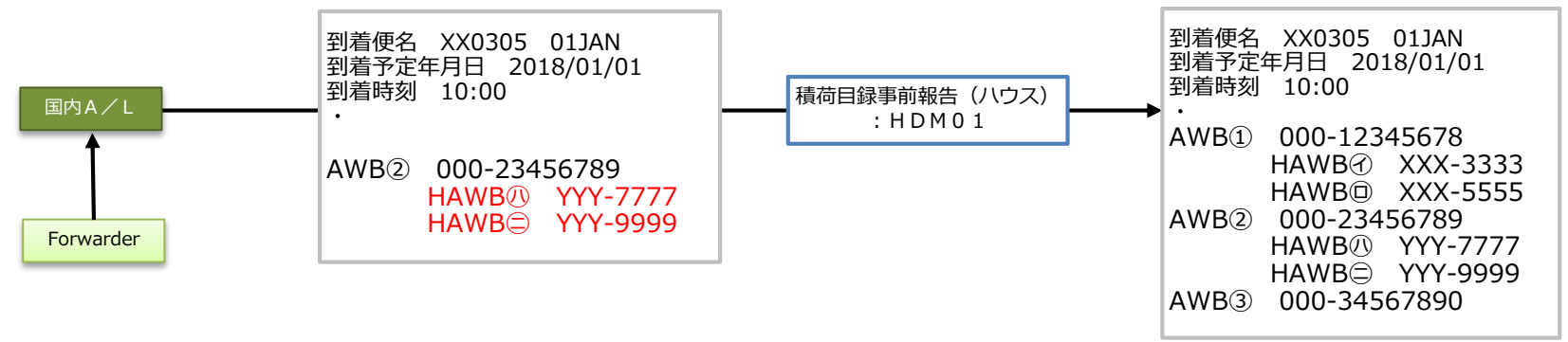
注1：パターン1が先行した場合、パターン2は全てエラー処理となるため、事前に海外との調整等が必要となる。

Ⅶ. 航空貨物事前報告内容の追加時の対応詳細 (ハウスマニフェスト) -NACCS-EDI利用-

XX305便に対し、3件分のMAWB、4件分のハウスマニフェストの事前情報が存在する。  
 当初、先行して㊶、㊷以外の5件を登録する。

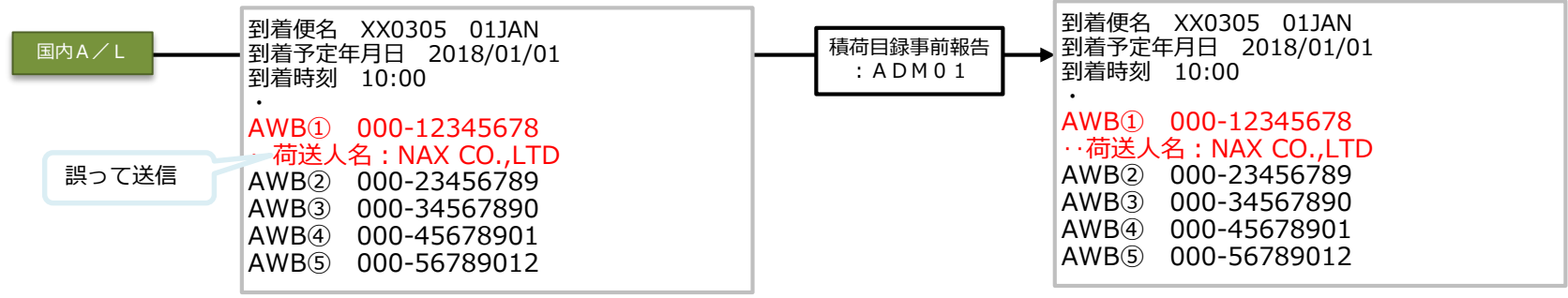


HDM01業務を利用して未報告となっているハウスマニフェスト2件 (㊶,㊷) 分を登録する。



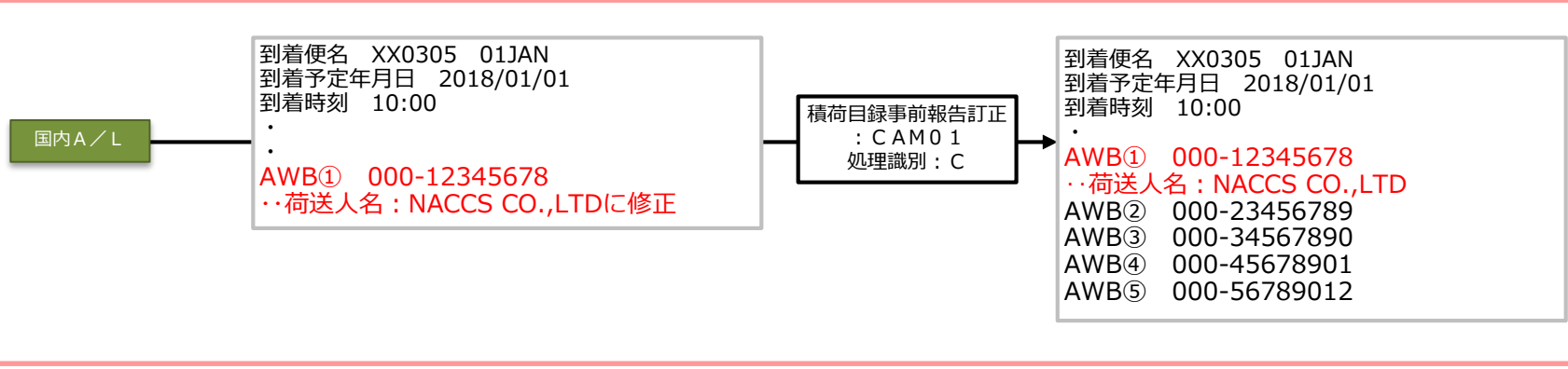
# Ⅶ. 航空貨物事前報告内容の訂正時の対応詳細 (MAWB)

XX305便に対し、5件分のAWBの事前情報を送信後、000-12345678の荷送人名を修正したい



※訂正はCAM01業務のみ対応

訂正対象となるAWB分をCAM01業務で送信する。

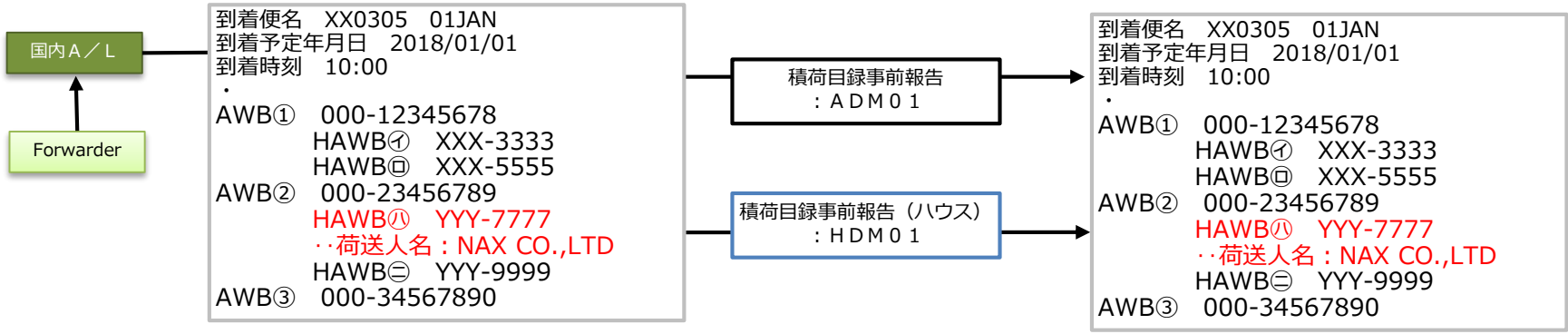


※国内A/Lが当初報告を行う例となっているが、航空通信回線を利用して当初報告が行われた事前報告情報訂正を行う場合の運用も同様となる。



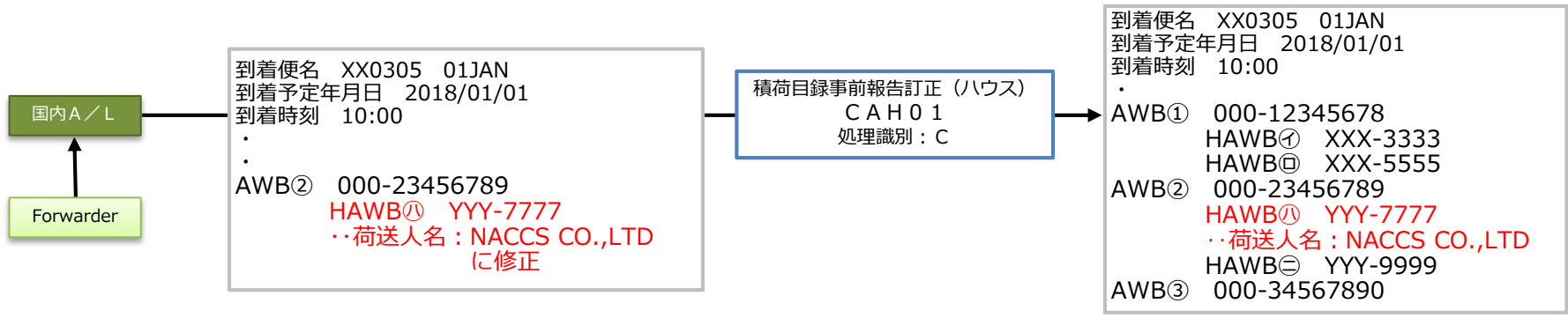
# Ⅶ. 航空貨物事前報告内容の訂正時の対応詳細 (ハウスマニフェスト)

XX305便に対し、3件分のMAWB、4件分のハウスマニフェストの事前情報を送信後、YYY-7777の荷送人名を修正したい



※訂正はCAH01業務のみ対応

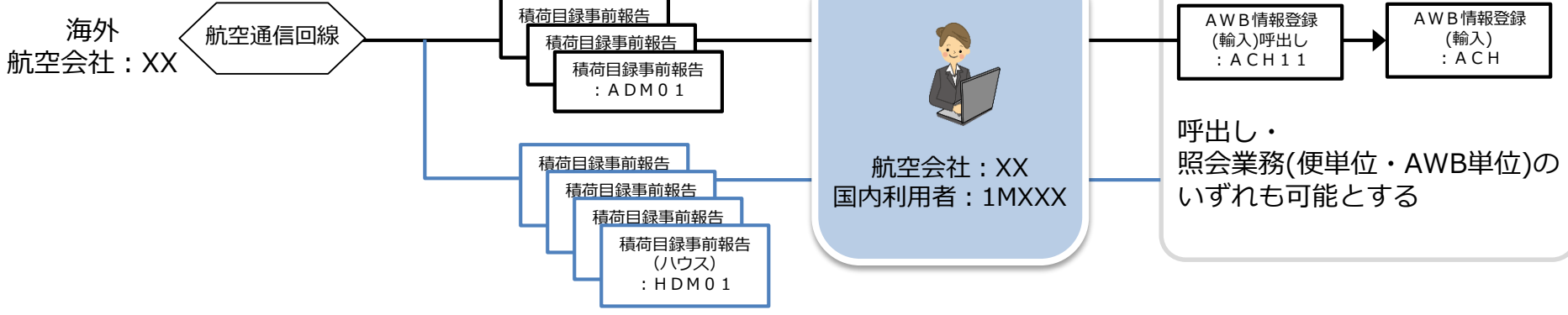
訂正対象となるハウスマニフェストをCAH01業務で送信する。



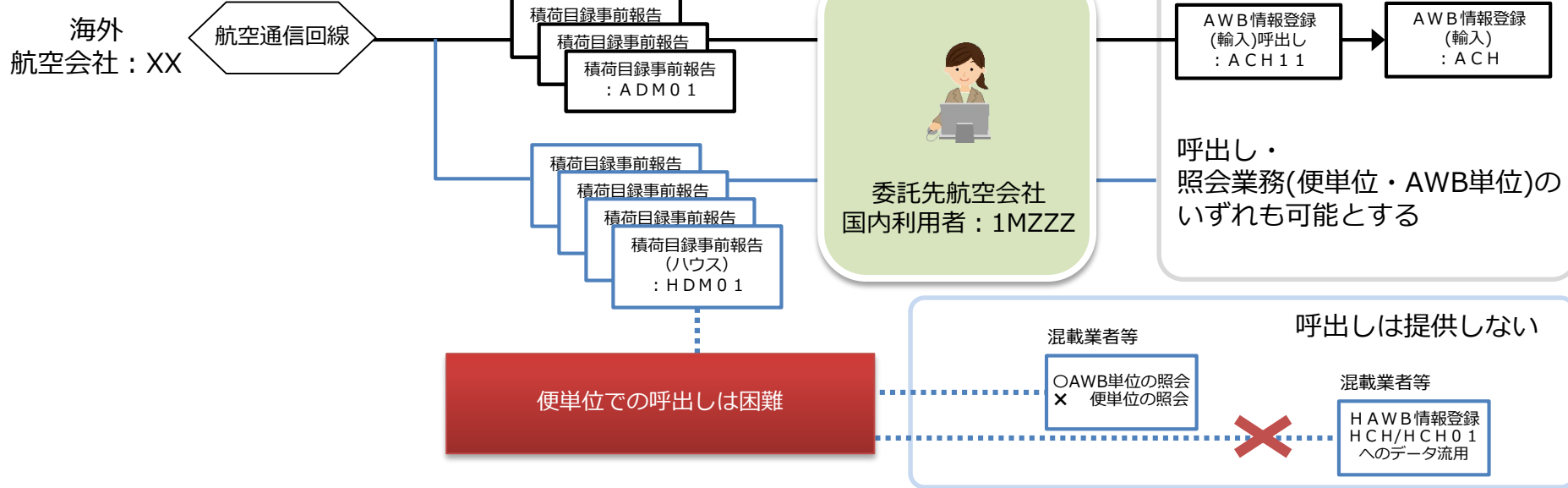
※国内A/Lが当初報告を行う例となっているが、航空通信回線を利用して当初報告が行われた事前報告情報訂正を行う場合の運用も同様となる。

# VIII. 航空貨物事前情報の後続業務での流用

## 同一航空会社の国内利用者が行う場合



## 他の航空会社等に委託する場合



HDM01情報に関しては、後続業務として混載業者等による「HAWB情報登録 (HCH01)」業務への流用(呼出し)の提供を検討したが、便単位での呼出し・照会を可能とした場合、当該便に積載されている他者のHAWB情報まで展開されることとなる。このため、呼出し業務を提供しても、HAWB番号単位のみでの利用となり、利便性が低いことから、航空会社が登録したHDM01情報に関しては、混載業者等による後続業務での利用については対応しないこととする。ただし、混載業者等はAWB単位で照会することは可能とする。

# IX. 開発スケジュール（予定）



\* 自社システム利用者のみ（パッケージソフト利用者は除く）

本資料に係るご質問等は、お手数ですが以下の宛先までお問い合わせ下さい。



**輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCSセンター)**  
ヘルプデスク  
TEL : 0120-794550

「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」の制度等に関するお問い合わせにつきましては、以下へご連絡下さい。



**財務省関税局監視課**  
電話:03-3581-4111(5569)